勝山市立成器西小学校 いじめ防止基本方針

平成３０年４月

勝山市立成器西小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきました。

しかしながら、ネット社会の急速な伸展を始め、子どもを取り巻く環境が変化する中で、全国各地でいじめによる痛ましい事件が相次ぎ、その対策としていじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）が制定・施行されました。

そこで、本校では、国、福井県、および勝山市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「成器西小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、関係機関の緊密な連携の下、これまで以上にいじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、重大事態への的確な対処を万全にしながら、本校のすべての児童生徒が、生き生き伸び伸びと輝きながら、いじめのない学校生活を送ることができるよう、取り組んでいきます。

平成２５年　４月　１日　策定
平成２６年　４月　１日　一部改正
平成２７年　４月　１日　一部改正
平成２８年　４月　１日　一部改正
平成２９年　４月　１日　一部改正
平成３０年　４月　１日　一部改正

目　　次

第１章　基本的方針
（１）目的
（２）基本理念
（３）思いやり・助け合いの心を持って行動できる児童を育てるために
（４）人の心の痛みが分かる児童を育てるために
（５）いじめ未然防止に向けた取組
（６）いじめの早期発見に向けた取組
（７）いじめの事後指導に関する取組
（８）いじめ問題に対応する校内組織
（９）重大事態への対応
(10) 留意事項

第２章　年間計画の策定

第３章　いじめ問題に対応する校内組織・組織図
（１）いじめ問題に対応する校内組織
（２）組織図

資料編　・心の自己チェック表
・教員によるいじめ発見チェックリスト

第１章　基本的方針

（１）目的

勝山市立成器西小学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」という。）は、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、いじめの問題への対策を、関係機関がそれぞれの役割を明確に自覚し、主体的かつ相互に連携しながら広く社会全体で進め、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

（２）基本理念

①いじめは、いつでも、どこでも、誰でもが関係する問題であり、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないことを目指す。

②児童が、自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」を浸透する。

③全ての児童生徒がいじめを行わないよう、またいじめを認識しながらこれを放置しないよう、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分理解するよう努める。

④学校、教育委員会をはじめとする関係機関および家庭、地域の緊密な連携・協力の下で取り組む。

（３）思いやり・助け合いの心を持って行動できる児童を育てるために

いじめを未然防止し、根絶していくためには、思いやりや助け合いの心を持って行動できる児童の育成に向けた教職員共通の認識が欠かせない。

【具体的な取組】

・道徳授業の中で、「親切、思いやり」の内容を扱う授業を計画的に、またはクラスの状況に合わせて効果的に実施する。
・授業や児童会行事、学校行事等を通じた「思いやり・助け合いの心」の育成に向けて、計画的に配置された活動を通して児童に学ぶ機会を与えられるよう、全教職員が共通理解をして指導に当たる。
・年間計画の中にボランティア活動や奉仕活動を計画的に組み入れ、仲間と協力して社会や他者のために活動する経験を積ませるようにする。

（４）人の心の痛みが分かる児童を育てるために

人の心の痛みが分かり、相手を大切にできる人権感覚の高い児童は、いじめをしない。学校教育の中で児童の人権感覚を高めるために、意図的・計画的に人権を尊重する教育を推進することが必要である。特に、道徳の時間や学級活動での指導を中心に、心の教育の

充実を図り、基本的人権を尊重する態度やいじめを起こさない態度を養うことが求められる。また、日常的な児童とのふれあいの中で、教職員が質の高い人権感覚を持って教育活動に当たることが肝要である。

【具体的な取組】

・全学級で６月末と９月末に、クラスメイトの「いいところ探し」の取組を行い、人の良さを認めることのさわやかさ、人から認められることの満足感を体験させる。
・毎学期１回以上、学級活動等に構成的グループエンカウンターの手法を用いた仲間を尊重する態度を育成する授業を、全学級で実施する。
・１２月の「人権週間」に合わせ、全学級で「家族愛、家庭生活の充実」等の内容を扱う道徳授業を実施する。

（５）いじめの未然防止に向けた取組

深刻ないじめを減らしていくうえで成果を上げているのが、「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組である。そうした未然防止の取組の前提として、多くの児童がいじめの加害者にも、被害者にもなった体験があるという事実に立つことが必要である。教職員がそのような認識を共通に持った上で、いじめの未然防止に向けた取組を進めたい。

いじめの背景には児童生徒のストレスやその原因となる要因等が存在するが、そんなものには負けない、そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしない、と言える児童に育てば、いじめは減る。

それには、人と関わることを喜びと感じる体験が不可欠である。「面倒だったり、イヤなこともあったりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、誰かの役に立てたらうれしいと感じる‥‥」児童がそのように感じる場や機会を学校生活の中に作ることで、いじめの未然防止に向けた取組を充実させる。

同時に、教職員の更なる授業力向上を図り、分かる授業、知的で質の高い授業作りを推進する。校種間の円滑な接続を意識した「福井型１８年教育」による授業改善や、福井独自の授業改善に向けた取組を意識して、教育の質の向上を意識する。

【具体的な取組】

・年度当初の第１回目の全校集会で生徒指導主事が、学級指導で担任がいじめは決して許されないこと、「法」についても伝え、児童全員の意思もその場で確認する。いじめを見たり感じたりした場合、やめさせることは正義であるが、その勇気が出せない場合は教職員や保護者に伝えることも大切な正義であると児童に断言する。また、全教職員が足並みを揃え、ぶれのない指導、支援を実行していくことが最も重要である。
・いじめを認知した場合、被害者の同意を得て学級、学年、学校全体の問題として扱うことを基本とする旨を宣言する。もちろん、被害者の安全を確保するためなど、特別な事情で公表せずに指導を行う場合があることも伝える。

・いじめ問題を取り上げた道徳の授業を設定し、いじめは許されない行為であることについて児童とともに学び、理解を深める。福井県版心のノートを活用し、道徳の授業に役立てる。もちろん、学級の状況に応じていじめに関わる学習を柔軟に取り入れる。また、いじめ等に関する道徳の授業等の公開及びその研修会を年間計画に位置づける。
・２学期末までに学活の時間等で、関係機関の協力も得て「情報モラル研修会」を高学年で行う。また、低学年では、道徳副読本に準じて情報モラルについての学習を行う。
・毎日、心の自己評価（資料①）を実施し、いじめや人権侵害に当たる行為がないか確認する。また、アンケート結果は基本的に児童に公表することを事前に伝えておく。学級便り等を通じた保護者への情報提供も積極的に行う。
・毎学期に心のアンケートを実施し、教育相談週間を設け、児童と教職員とが話し合える場を設定する。
・７月の生活目標を「正しい言葉遣いをしよう」とし、いじめ未然防止に向けた児童の意識啓発を図る。「西の子の約束」に則り、人の名前に「くん・さん」をつけて呼ぶことについて、重点指導する。
・担任だけでなく、全ての教職員は日頃から児童にプラスの言葉がけを多く与える。ただ「ほめる」だけの行為は、効果的ではないだけでなく、むしろ逆の効果を生むこともある。児童自身が自分でも「がんばった」「努力した」と感じている点を的確に見取り、その「行為をほめる」ようにする。
・授業中や児童会行事、学校行事、部活動等を通じた「自己有用感」の育成に向けて、教職員が「誰の」「何を」育てるために「どのような働きかけ」をするのか、共通理解を必ず持って指導、支援に当たる。その共通理解は、職員室等における教職員同士のフリーコミュニケーションに任せるだけでなく、学年会や全体会議等の場に必ずその時間を組み込んで定期的に行う。
・積極的な教材研究を通して、授業改善に努める。

（６）いじめの早期発見に向けた取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。実際、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの早期発見を心がけることが必要である。

また本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、生活日記での交流、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、日頃から教職員が児童に積極的に言葉がけを行うなど、信頼関係の構築に心がける。同時に家庭や関係機関との連携を重視し、ともに児童を見守る体制作りに留意する。

【具体的な取組】

・担任教諭は児童の登校時刻に合わせて教室へ入り、児童との交流を深めるとともに児童の様子を観察する。

・毎日、心の自己評価を実施し、いじめや人権侵害に当たる行為がないか確認する。

・週３回終礼時に「児童について」という時間を設け、児童についての情報共有をする。

・毎学期に心のアンケートを実施し、教育相談週間を設け、児童と教職員とが話し合える場を設定する。

・７月の生活目標を「正しい言葉遣いをしよう」とし、いじめ未然防止に向けた児童の意識啓発を図る。「西の子の約束」に則り、人の名前に「くん・さん」をつけて呼ぶことができているかを確認する。

・生活日記・連絡帳・学級通信を通した児童や保護者との関わりも重視し、日頃から小まめな言葉がけやプラスの評価を書き込むようにする。場合によっては定期的に保護者向けの近況報告を書き込む配慮も忘れない。内容の変化や文字の乱れなどから児童の心の様子を把握するよう努め、児童のサインを見落とさないよう心がける。

・ＰＴＡ地区委員会と連携し、１学期中に全地区で地区懇談会を開催する。保護者や地区の方々と連携して児童を見守る体制作りに努める。

・児童及び保護者向けに年１回、学級評価アンケートを行い、その結果を検証する時間を設ける。

（７）いじめの事後指導に関する取組

【いじめを発見した場合】

① 発見者、またはその情報を得た教職員は、基本的に１時間以内に担任、生徒指導主事、教頭に報告する。なお、からかいや悪ふざけ等が教職員により把握できた場合は、その場で即時に「誰が」「誰に」「何をした」結果「どうなった」のか確認し、からかいや悪ふざけを受けた児童を守るための指導を行う。また、教職員は、発見または確認により得た情報を必ず書いて自分の記憶を固定することに留意する。関与した教職員が複数いる場合は、話し合ったり確認し合ったりする前に、まず各々が個別に記憶を固定した記録を残すことが重要である。

② 教頭は即日のうちに「いじめ防止対策委員会」を招集し、関係児童からの聴き取りや保護者への連絡等について委員会として方向を決める。その際は、発見者、またはその情報を得た教職員の記録をもとに事実確認を始める。関係児童への聴き取りは必ず複数の教職員で当たり、漏らさず記録を取る。性急に事実を確定せず、多角的に聴き取りを行い、いじめとして認知すべきかを委員会として判断する。今後の指導の方針を確定し、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、役割分担を行う。

③事実が確認できればその事実を、未確定の部分があれば現時点で分かったことという形で、必ず即日のうちに保護者へ連絡をし、今後の指導への協力をお願いする。推測

を加えず、事実のみで語ることが原則。電話等で済ませず家庭訪問を行うことが望ましい。なお、ここまでの当日の記録を、市教育委員会へ報告する。

④翌日から、委員会で決定した指導方針に従って全教職員の共通理解のもと、指導を開始する。指導の様子（例えば加害児童との面談や、被害児童の様子など）や経過を関係教職員は生徒指導主事に伝える。生徒指導主事はそれらの事実を必ず記録に残し、日ごとに教頭に報告する。

⑤５日たっても改善が見られない場合は、新たな方針策定のために教頭は、再度委員会を開催する。

⑥いじめに係る行為が無くなっている状態が相当の期間継続していること（少なくとも３ヶ月を目安とする）、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人および保護者に確認する）を確認し「いじめが解消している」と判断する。

【悪質な書き込みやＳＮＳなど、ネットいじめを発見した場合】

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、別の児童や保護者からの相談である場合が多い。また、児童の様子の変化から、事案を把握するに至った事例もある。学校では,児童が出すいじめの兆候を見逃さず､「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。

①誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、まずその内容を確認し、生徒指導主事、教頭（及び担任）にその内容を報告する。教頭は即日のうちに「校内いじめ防止対策委員会」を招集し、通常のいじめ事案と同様の対処をする。聴き取りを行う際には、書き込みのあった掲示板等のＵＲＬを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。スマートフォン・携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難であれば、デジタルカメラで撮影させてもらうなどして内容を保存する。

②被害児童以外からの相談で誹謗・中傷等が分かった場合は、被害者児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問等を行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。

③その際、今回の加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、ネット上に誹謗･中傷を書き込んだ等のケースも考えられるため､被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要であることに留意する。

④加害児童が明らかな場合は、その保護者に対しても､「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに､「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行い、指導の協力をお願いすることが必要となる。加えて、場合によっては保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭で

の留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となる。

（８）重大事態への対応

【重大事態にあたるケースについて】

①児童が自殺を企図した場合

②身体に重大な損傷を負った場合

③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合

⑤いじめにより年間３０日程度以上の欠席が余儀なくされている疑いがある場合

【重大事態を認知したら】

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

【具体的対応について】

教育委員会の助言、指導のもと、以下の手順で対応に当たる。

①学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。この調査組織は、「いじめ防止対策委員会」を母体として当該重大事態の性質に応じて、専門的知識および経験を有する適切な専門家を加えて設置する。ただし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者であることに留意する。

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係のみを速やかに調査する。

③いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮すること。ただし、いたずらに個人情報保護を盾にとって説明を怠るようなことがあってはならない。また、得られたアンケートは、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

④調査結果は、教育委員会を通じて市長へ速やかに報告する。いじめを受けた児童や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

（９）留意事項

学校は、本校基本方針が実情に即してきちんと機能しているかを検証しながら、１年を目途に基本方針の見直しを検討する。必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

第２章　年間計画の策定

【いじめ対策の年間行動計画】　　勝山市立成器西小学校

	教員の動き等	児童の活動等 １年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
４月	**いじめ対策委員会** ・基本方針確認 ・年間計画策定 **職員会議** ・年間計画周知 ・教員の意識点検 **ＰＴＡ総会** ・基本方針の公表 **いじめ対策サポート班** ・起きたときに即対応 **毎日終礼時** ・気がかり児報告	**集会・・・　西の子の約束・いじめを許さないこと** **心のふりかえり**　資料①　**（ 毎日実施）** **縦割り活動スタート（絆づくり・リーダーの育成）** ・西の子タイム・ペア学年での活動・そうじ **１年生を迎える会**　絆づくり **学校探検** **児童総会**　リーダー養成 **お誕生日給食**　誕生を祝う **児童会あいさつ運動**					
５月	**いじめ対策委員会** ・毎月の児童の自己評価をもとに定期的に状況把握 **校内研修** ・児童理解研修会 ・道徳教育 ・人権教育 **授業研究** **教育相談週間** **・心のアンケートの結果を受けて一人一人と面談をし、その結果、共通理解を図る。** **家庭地域学校協議会**	**集会・・・　学びの約束　西の子の決まり周知** **遠足**　絆づくり **西の子タイム・ペア学年での活動・**リーダーの存在感 **グループエンカウンター**　なかまづくり **保健指導**　心の健康 **交流** ・外国・施設訪問・手話・お年寄り **心のアンケート実施　→担任と面談**　資料② **ＪＲＣ登録式**　思いやりの心の育成					

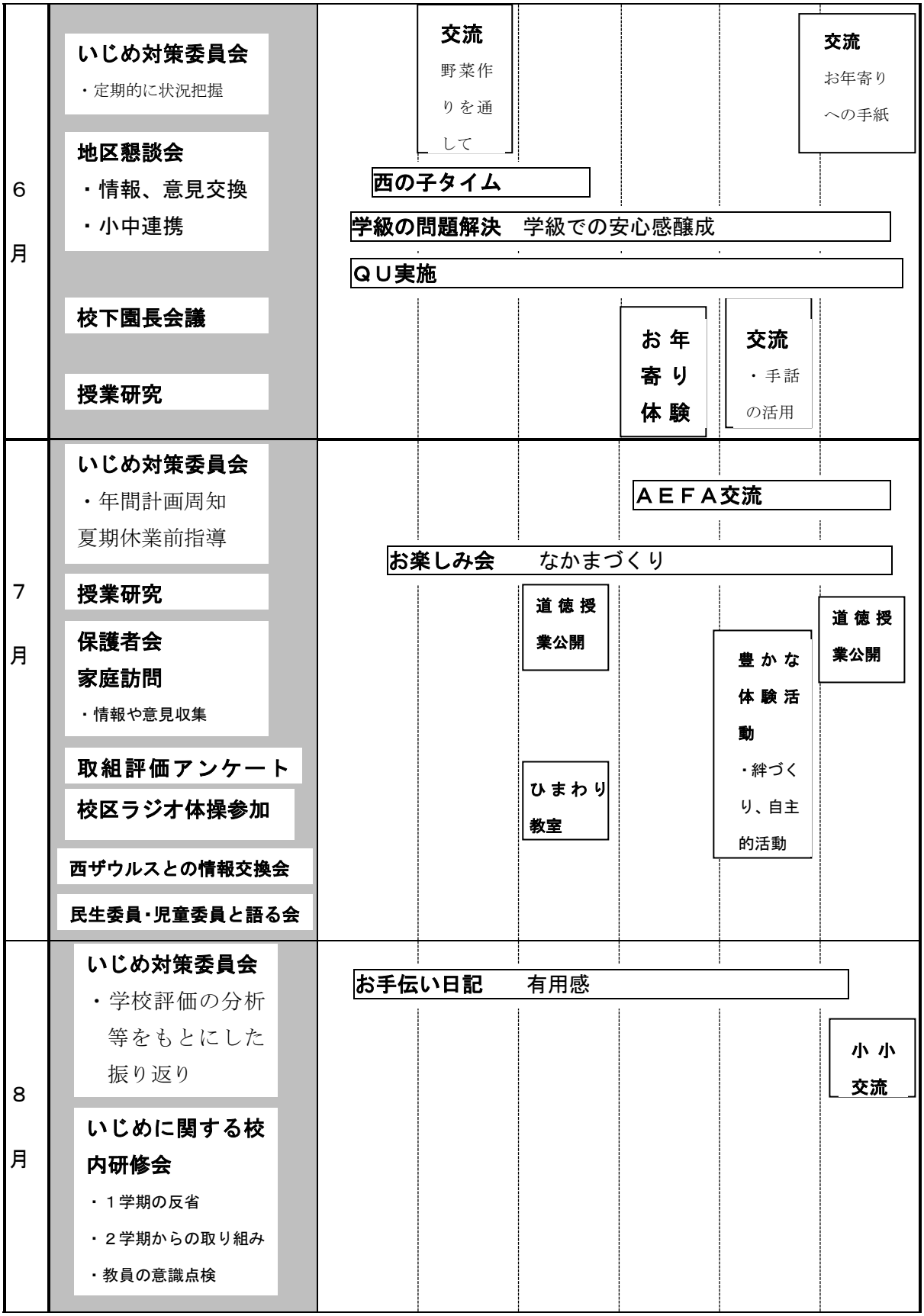
6月
いじめ対策委員会
・定期的に状況把握
地区懇談会
・情報、意見交換
・小中連携
校下園長会議
授業研究
交流
野菜作りを通して
交流
お年寄りへの手紙
西の子タイム
学級の問題解決　学級での安心感醸成
ＱＵ実施
お年寄り体験
交流
・手話の活用
7月
いじめ対策委員会
・年間計画周知
夏期休業前指導
授業研究
保護者会
家庭訪問
・情報や意見収集
取組評価アンケート
校区ラジオ体操参加
西ザウルスとの情報交換会
民生委員･児童委員と語る会
ＡＥＦＡ交流
お楽しみ会　なかまづくり
道徳授業公開
ひまわり教室
豊かな体験活動
・絆づくり、自主的活動
道徳授業公開
8月
いじめ対策委員会
・学校評価の分析等をもとにした振り返り
いじめに関する校内研修会
・１学期の反省
・２学期からの取り組み
・教員の意識点検
お手伝い日記　有用感
小小交流

9月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **授業研究** **校下園長会**	**始業式**　いじめを許さないこと **敬老会** 高齢者との交流
10月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **授業研究** **教育相談週間** **学校保健委員会**	**心のアンケート実施**　→担任と面談 **修学旅行** **拉致問題** **中学校体験入学** **学級の問題解決**　学級での安心感醸成
11月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **授業研究** **人権教育人権週間に関する校内研修会** ・教員の意識 ・人権週間の持ち方	**西の子学習発表会**　地域交流 **西の子タイム・ペア学年での活動** **道徳授業公開** **保健指導**　心の健康

12 月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **保護者アンケート** **学校評価** **保護者会** ・情報や意見収集 **授業研究**	**人権週間**　全校放送・学級人権目標 **道徳授業公開** **お楽しみ会** **お手伝い日記**
1 月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **職員会議** ・重点事項確認 **校下園長会**	**始業式** **交流** **グループエンカウンター** **学級の問題解決**
2 月	**いじめ対策委員会** 定期的に状況把握 **授業研究** **教育相談週間** **家庭地域学校協議会**	**西の子左義長**　地域交流 **西の子タイム・ペア学年での活動** **大縄大会** **６年生を送る会**　感謝の気持ち **心のアンケート** **交流** 幼保

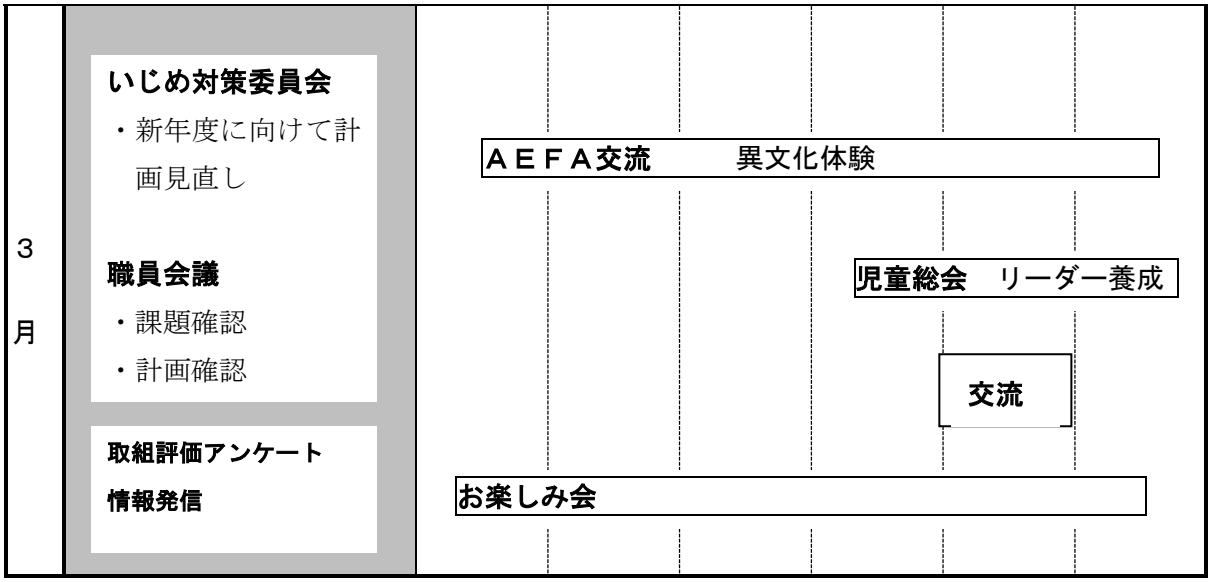

第３章　いじめ問題に対応する校内組織・組織図

（１）いじめ問題に対応する校内組織

学校長は、その強いリーダーシップの下、学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、学年主任等による「校内いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的に開催していじめの未然防止にあたる。いじめの認知についてはこの委員会が中心となって行う。いじめを認知した後は、生徒指導主事、関係学年主任・担任、教育相談担当、養護教諭等による「いじめ対応サポート班」を設置し、組織として具体的な指導、支援に当たる。なお、これらの組織には、必要に応じてスクールカウンセラーや外部の専門家を加えるのも効果的である。

（２）組織図

いじめ対策委員会（常設）
校　長
教　頭
連絡：全教職員
いじめの情報
生徒指導主事、教務主任、担任、教育相談担当者、養護教諭
スクールカウンセラー等
□学校基本方針に基づく取組の実施
□具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
□いじめの相談・通報の窓口
□いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
□いじめの疑いに係る情報があった時の対応
・いじめの情報の迅速な共有
・関係児童への事実関係の聴取
・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
□いじめ対応サポート班立ち上げ
外部人材
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・おくえつ児童家庭支援センター
・心のパートナー
関係機関
・教育委員会　・ＰＴＡ
・警察　・児童相談所
・地方法務局　・医療機関
・民生児童委員　等
関係教員
・教科担任
・支援員
等
報告
・
連絡
・
相談
窓口（教頭）
認知
いじめ対応サポート班（特設）
生徒指導主事
学年主任・担任・教育相談担当・養護教諭
□いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
□事実確認作業
□関係児童への対応
□関係保護者への対応
□関係機関との連携　・必要に応じて警察へ協力要請
□事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

資料編

① 心のふりかえり

日	曜日	心のようす	どんなことがいやだったかな	先生
1	火			
2	水			
3	木			
4	金			

② 心のアンケート

高学年用

あなたの心の中を書いてみよう

年　　名　前

先生の説明を聞いてから、はじめます。
「はい」「いいえ」のどちらかに〇をつける質問があります。その質問には
「はい」を選んだ人は、そのわけを書いてみませんか。

1	今がんばっていること、最近うれしかったこと、自慢できることは何ですか？
2	学校でたのしいことはどんな時間ですか、または何ですか？
3	授業や家での勉強でちょっとこまっていることはありますか？ （いいえ）　（はい　それはどんなことですか？）
4	登校班でこまっていることはありますか。 （いいえ）　（はい　それはどんなことですか？）
5	係活動やそうじや委員会活動で、こまっていることはありますか。 （いいえ）　（はい　それはどんなことですか？）
6	今年になって、いじめをうけたり、友だちがいじめられているのを見たりしたことがありますか。（いいえ）　（はい）
7	学級や友だちや家族のことでこまっていることはありますか。 （いいえ）　（はい　それはどんなことですか？）
8	あなたが、先生から一番よく言われる話（こと）は何でしょう。思い出して書いて下さい。
9	あなたは自分のことをどんな人だと思いますか？くわしく書いてみて下さい。 または、大きくなったらどんな仕事をしてみたいですか。

たんにんの先生以外で、今あなたの困っていることについて、話を聞いて欲しい先生がいれば書いてください。

ていがく年用（ねんよう）

そうだんアンケート

心の中（こころ　なか）をかいてみよう

ねん　　くみ　　なまえ

先生のおはなしをききながらかきましょう。

1	いま　うれしかったよ、がんばっているよと　おもうことはなんですか。
2	がっこうでたのしいことはなんですか。
3	がっこうや　いえでのべんきょうでこまっていることはありますか。 （ありません）　　（あります　それはどんなことですか？）
4	とうこうはんでこまっていることはありますか。 （ありません）　　（あります　それはどんなことですか？）
5	かかりのしごとやそうじでこまっていることはありますか。 （ありません）　　（あります　それはどんなことですか？）
6	かぞくやいえのことでこまっていることはありますか。 （ありません）　　（あります　それはどんなことですか？）
7	いま　いじわるなことをされてこまっていませんか？また、いじわるをされてこまっている友だちがいますか？ （ありません）　　（あります　それはどんなことですか？）
8	あなたは、どんな小学生になりたいですか。

たんにんの先生のほかで、いま、あなたのこまっていることについて、はなしをきいてほしい先生がいればかいてください。　　（　　先生）

② 教員によるいじめ発見のためのチェックポイント

表のようなそれぞれの場面で児童の様子を観察し、気になる場合はすぐに話を聞く機会を設定します。本人だけでなく周りの児童の様子も見ていきましょう。また、保護者会や家庭訪問等を通して、家庭での様子も把握します。

【教員用チェックポイント 例】【場面等】	【観 察 の 視 点】
朝の会	□ 遅刻、欠席が増える □ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ □ 表情がさえず、うつむきがちになる □ 返事の声が小さい
授業の開始時	□ 忘れ物が多くなる □ 用具、机、椅子等が散乱している □ 一人だけ遅れて教室に入る □ 席を離されている □ 周囲がざわついている □ 涙を流した気配がある
授業中	□ 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える □ 保健室やトイレによく行く □ 正しい答を冷やかされる □ あだ名で呼ばれている □ グループ分けで孤立しがちになる □ その子を避けるように通る □ その子にだけ配付物をわたさない
休み時間	□ 一人でいることが多い □ 用もないのに職員室付近にいる □ 用もないのに保健室によく行く □ 持ち物や掲示物などにいたずらされている □ 遊びの中で、一人だけが攻撃されたり悪ふざけの対象になったりする □ 机に落書きをされる □ 廊下の物掛が散乱したり、ロッカーや下足箱へのいたずらが見られたりする □ 視線をそらす □ 特別教室へ入っている
給食時	□ 食べ物にいたずらされる □ その子が触れるものを嫌がる □ 机をわざと離すなどグループに入っていない □ 話の輪に入っていない □ 少食になる